

北栄町の給与・定員管理等について

1 総 括

(1)人件費の状況(普通会計決算)

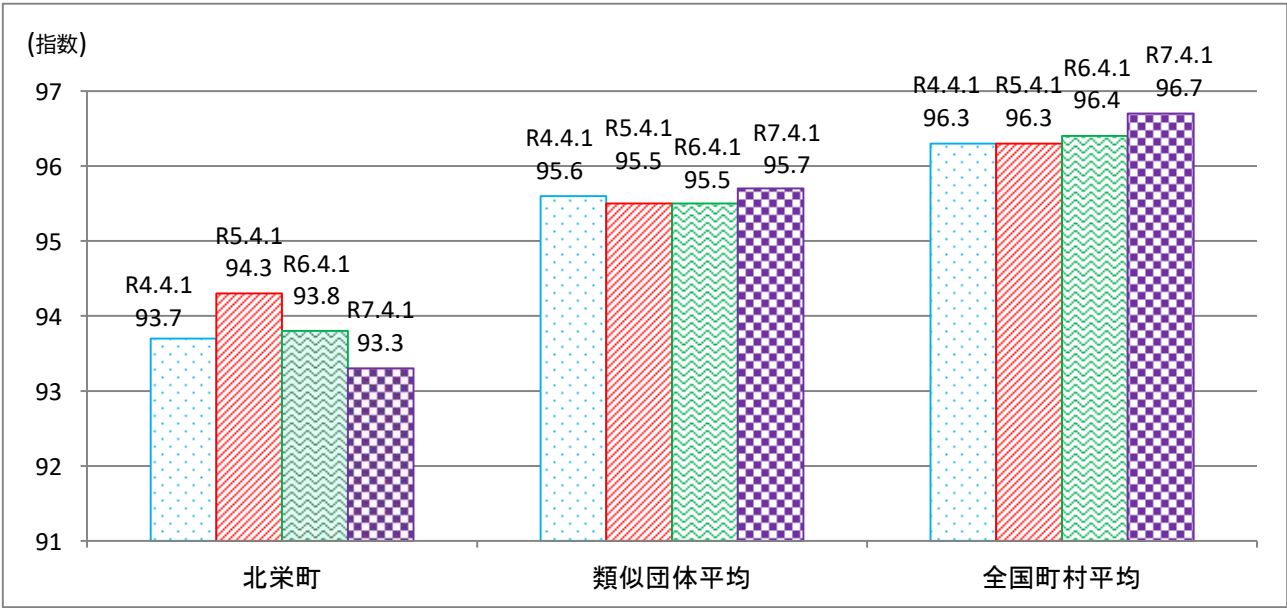
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和6年度の人件費率
令和 7 年度	人 14,127	千円 11,721,941	千円 229,021	千円 2,250,254	% 19.20	% 18.02

(2)職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 7 年度	人 180	千円 687,439	千円 91,341	千円 283,658	千円 1,062,438	千円 5,902	千円 5,750

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和7年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3)ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4)給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給与表の見直し [**実施** 未実施]

(給与表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給与表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給与表については、一般行政職給与表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当については、国の示した基準0%に対応し、北栄町においては支給していない。

③その他の見直し内容

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
北栄町	43.7 歳	323,800 円	367,644 円	346,662 円
鳥取県	42.7 歳	327,697 円	398,057 円	353,892 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	41.9 歳	315,481 円	361,578 円	341,173 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
北栄町	54.3 歳	3 人	374,300 円	388,366 円	374,300 円
その他技能労務職	54.3 歳	3 人	374,300 円	388,366 円	374,300 円
鳥取県	55.4 歳	67 人	316,949 円	345,429 円	328,053 円
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	—	337,907 円
類似団体	50.8 歳	5 人	287,838 円	312,596 円	301,617 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2)職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分			北栄町	鳥取県	国
一般行政職	大 学 卒		—	225,900 円	220,000 円
	高 校 卒		188,000 円	194,800 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒		—	188,300 円	—
	中 学 卒		—	—	—

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

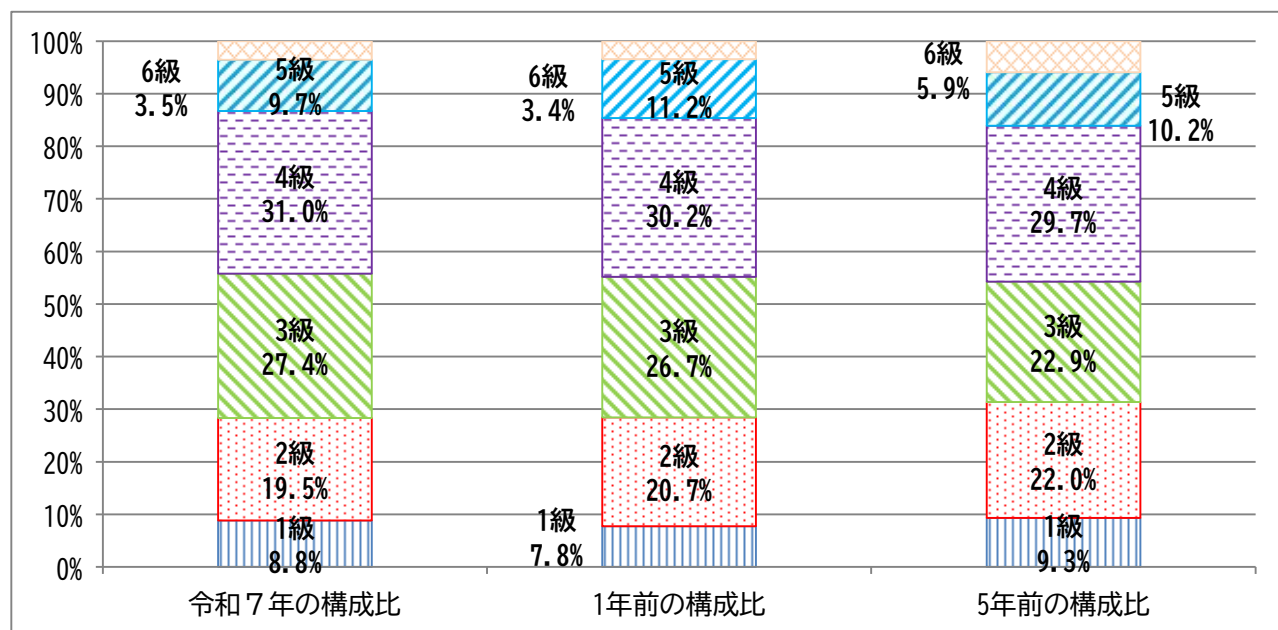
区 分			10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満
一般行政職	大 学 卒		274,800 円	301,800 円	339,100 円	376,700 円
	高 校 卒		—	—	—	357,800 円
技能労務職	大 学 卒		—	—	—	—
	短 大 卒		—	—	—	369,000 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

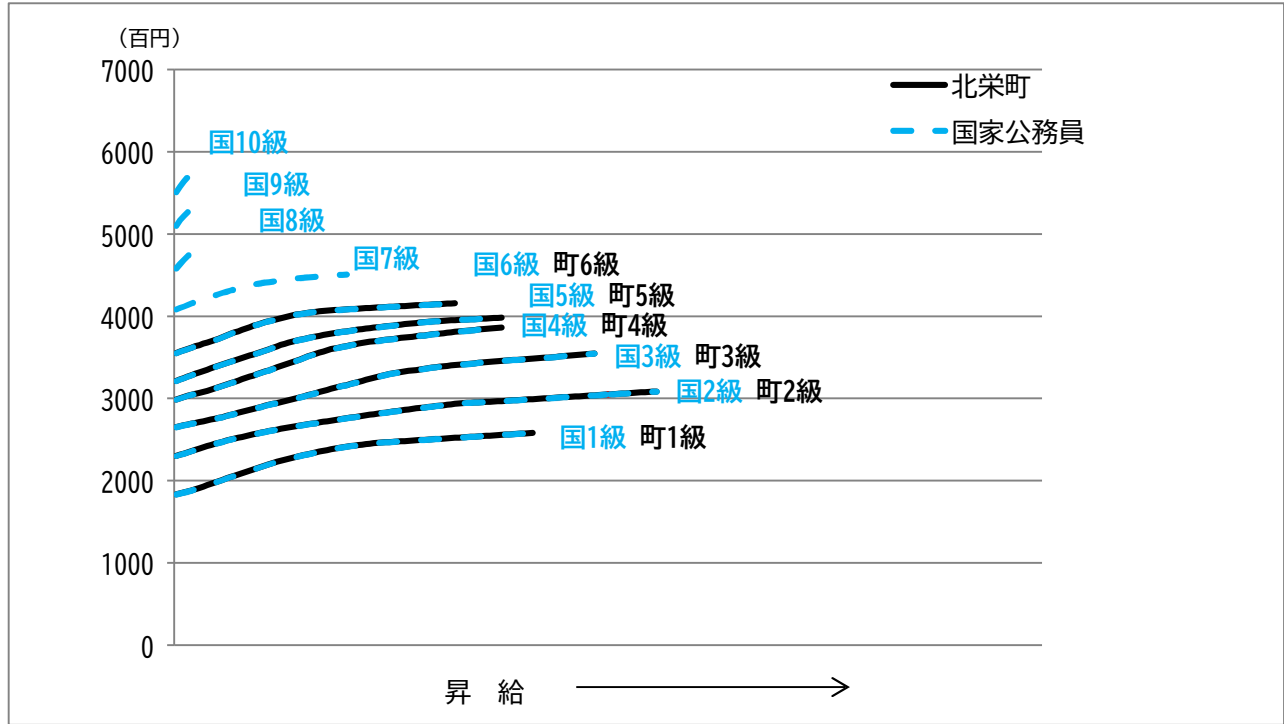
(1)一般行政職の級別職員数及び給与表の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事及び保健師	10人	8.8%	183,500円	258,100円
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師、保健師、管理栄養士、社会福祉士及び司書の職務	22人	19.5%	230,000円	308,500円
3 級	副主幹及び主任の職務	31人	27.4%	265,300円	354,700円
4 級	室長及び主幹	35人	31.0%	298,800円	386,100円
5 級	課長、出納室長、局長、館長、支所長及び参事の職務	11人	9.7%	321,300円	398,200円
6 級	困難な業務を処理する課長の業務	4人	3.5%	415,700円	415,700円

- (注) 1 北栄町の給与条例に基づく給与表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2)国との給与表カーブ比較表(行政職(一))(令和7年4月1日現在)



(3)昇給への勤務成績の反映状況

令和7年4月2日から令和8年4月1日までの運用	北栄町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
□ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当

北栄町	鳥取県	国
一人当たり平均支給額(令和6年度) 1,599 千円	一人当たり平均支給額(令和6年度) 1,610 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 (2.45) 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.75) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

令和7年度中における運用	北栄町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
□ 人事評価を実施していない				

(2)退職手当(令和7年4月1日現在)

北 栄 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		
一人当たり平均支給額(前年度退職者)					
4,021 千円			21,056 千円		

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3)特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和7年度決算)			992,000 円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和7年度決算)			165,333 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和7年度)			3.4 %	
手当の種類(手当数)			7 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和7年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	従事した職員	感染症患者等に接触する業務	— 円	1日につき1,000円
行旅死病人の救護等に従事する職員の特殊勤務手当		行旅死病人等の救護、その他の取扱いに関する業務	— 円	1回につき1,000円
北条砂丘風力発電所電気主任技術者の代行手当		電気主任技術者不在時等の代行業務	920,000 円	1日につき2,500円
高所作業等危険手当		地上10m以上の箇所で行う業務又は危険な業務	28,000 円	1日につき1,000円
町税等の滞納処分に従事する職員の特殊勤務手当		国税徴収法第142条に定める搜索等の業務	— 円	1日につき1,000円
生活保護業務に従事する職員の特殊勤務手当		生活保護法に定める援護等を要する者に関する業務のうち、特に困難な業務	43,000 円	1日につき1,000円
高齢者等の虐待対応業務に従事する職員の特殊勤務手当		高齢者虐待、児童虐待及び障がい者虐待に関する業務のうち、特に困難な業務	1,000 円	1日につき1,000円

(4)時間外勤務手当

支給実績 (令和7年度決算)	41,012 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和7年度決算)	232 千円
支給実績 (令和6年度決算)	35,218 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	201 千円

(5)その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和7年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和7年度決算)
扶養手当	配偶者	月額 6,500円	同じ	—	千円	千円
	配偶者以外の扶養親族	月額 6,500円			26,114	290
	配偶者のない職員の扶養					
	親族の内1人目まで(子)	月額 10,000円				
	// (父母等)	月額 6,500円				
	満16歳の年度初めから 満22歳の年度末までの子	1人につき 月額5,000円加算				
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対して、家賃に応じて月額27,000円を限度に支給		同じ	—	千円 12,101	千円 281
通勤手当	交通機関利用者 運賃の額に応じて月額55,000円を限度に支給		同じ	—	千円	千円
	自動車等使用者 通勤距離に応じ2,000～31,600円				10,019	62
単身赴任手当	公署を異にする異動に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給 月額30,000円+距離に応じた加算額		同じ	—	千円 0	千円 0
管理職手当	管理職の職務にある職員に支給		異なる	支給区分 及び支給額	千円	千円
	総務課長	50,000 円			9,144	435
	課長等	40,000 円				
	園長(園児100名以上)	32,000 円				
	参事等	24,000 円				
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給		同じ	—	千円	千円
	平日0時～5時	6,000 円			218	18
	休日6時間まで	8,000 円				
	休日6時間以上	12,000 円				

5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区 分			給 料	月 額	等
給 料	町 長		829,000円	(参考)類似団体における最高／最低額	
	副 町 長		663,000円	900,000円	639,000円
報 酬	議 長		332,000円	340,000円	252,000円
	副 議 長		253,000円	275,000円	196,000円
	議 員		238,000円	250,000円	174,000円
期 末 手 当	町 長		(令和 7 年度支給割合)		
	副 町 長		3.5 月分 (加算) 月額×1.2		
退 職 手 当	議 長		(令和 7 年度支給割合)		
	副 議 長		3.5 月分 (加算) 月額×1.2		
退 職 手 当	町 長		【算定方式】	【1期の手当額(見込)】	【支給時期】
	副 町 長		給料月額×在職年数×500/100 給料月額×在職年数×280/100	16,580,000円 7,425,600円	任期毎 任期毎

6 職員数の状況

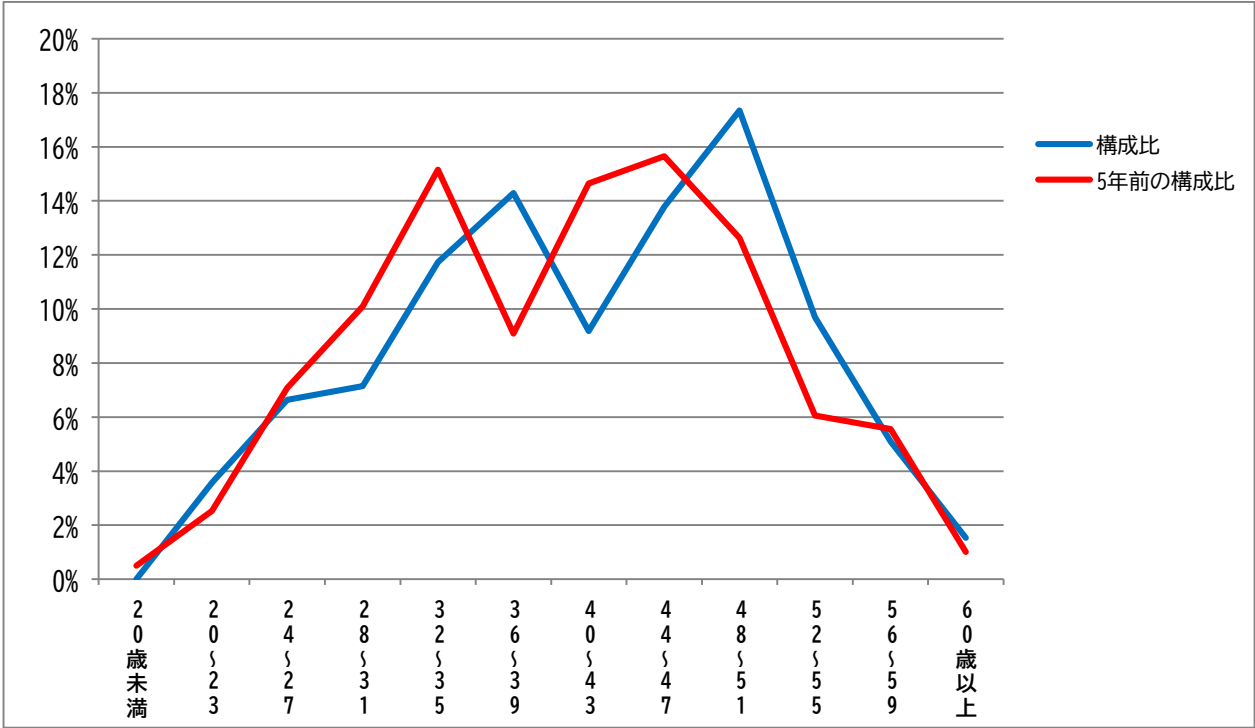
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部門 \ 区分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和7年度	令和6年度		
普通会計部門	一般行政部門	128	135	△ 7	<参考> 人口1万人当たり職員数90.60人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数111.20人)
	教育部門	52	48	4	
	小計	180	183	△ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数127.42人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数133.52人)
公営企業等 会計部門	水道	3	3	0	
	下水道	4	4	0	
	風力	2	2	0	
	その他	7	7	0	
	小計	16	16	0	
合 計		196 [208]	199 [208]	△ 3 [0]	業務増に伴う体制強化 <参考> 人口1万人当たり職員数138.74人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	7人	13人	14人	23人	28人	18人	27人	34人	19人	10人	3人	196人



(3)職員数の推移

(単位：人・％)

区 分 部 門	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の 増減数(％)
一般行政	133	130	131	135	128	-3.9%
教育	49	48	49	48	52	5.8%
普通会計計	182	178	180	183	180	-1.1%
公営企業会計計	16	16	16	16	16	0.0%
総合計	198	194	196	199	196	-1.0%